

(別紙1)

あさぎり町における、正当な理由の範囲⑤の「審査判断基準」

「平成30年4月以降の契約日」による利用者の“ケアプラン（第1表～第7表）”の写しを「地域ケア会議等※」に諮ることとします。

※ここでいう、「地域ケア会議等」とは、「国留意事項通知」に示されているとおり、名称の如何にかかわらず「地域包括支援センターが実施する事例検討会等」が想定してあることに鑑み、「あさぎり町地域包括支援センター」が主で開催する意見・助言する会議（包括ケア会議とは別※名称未定（随時受付））に提出し、諮るものとします。

この会議で“サービスの質の高い”ことを判断（評価）する“介護報酬上”の基準は、平成27年6月の第123回社保審（介護給付費分科会）資料6における、「ドナベディアン[®]の質の評価モデル」に基づき、“プロセス評価”と“アウトカム評価”に重点を置き、平成30年度介護報酬改定における加算を加味し、ケアプランの内容も考慮した上で総合的に判断します。（以下の表はその例）

介護サービス名	プロセス評価（加算）	アウトカム評価（加算）
訪問介護	生活機能向上連携加算(I) 生活機能向上連携加算(II)	なし
通所介護・密着通所介護	個別機能訓練加算(I) 個別機能訓練加算(II) 生活機能向上連携加算 (イ・ロ・ハ)	ADL維持等加算(I) ADL維持等加算(II)
福祉用具貸与	福祉用具貸与計画書の交付の写しにおいて、「全国平均貸与価格と貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明しているか、また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示しているか」を“サービスの質の高い（評価）”ことの判断基準とする。	

以上、平成30年度「特定事業所集中減算 後期分」から実施、運用するものとします。

注1) プランの提出受付は随時行います。

注2) 該当事業者にあっては、業務が増えますが遺漏なきよう取り扱っていただくよう、お願いします。また、「理由書提出一覧表」の改訂版を町のHPで掲載しています。